

平成 25 年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	16	府省庁名	厚生労働省
対象税目	<u>個人住民税</u> 法人住民税 事業税 事業税（外形） 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <u>その他</u> （徴収規定）		
要望項目名	児童扶養手当に係る非課税措置等の拡充		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 児童扶養手当の公的年金給付との併給制限の見直しを検討し、その結果、公的年金給付との差額分の手当を支給することとする場合に、手当より少額の公的年金給付しか支給されないひとり親家庭等に当該差額分の手当を支給する。</p> <p>・ 特例措置の内容 公的年金給付との差額分の手当についても、非課税措置及び差押禁止措置を講ずる。</p>		
関係条文	〔 児童扶養手当法第 4 条、第 24 条、第 25 条 〕		
減収見込額	（初年度） 4（ - ） （平年度） 25（ - ） （単位：百万円）		
要望理由	<p>（ 1 ） 政策目的 手当より少額の公的年金給付しか支給されないひとり親家庭等にも、公的年金給付との差額分の手当を支給することにより、当該ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図る。</p> <p>（ 2 ） 施策の必要性 児童扶養手当では、母、父、養育者又は児童が公的年金給付を受給できる場合には、所得保障を二重に行うことを避けるため、手当制度の支給対象としないことで、手当の併給制限を行っている。このため、手当より少額の公的年金給付しか支給されない場合にも、手当が支給されないこととされている。 平成 22 年の児童扶養手当法改正法附則に施行後 3 年の検討規定が盛り込まれており、これに沿って、児童扶養手当の公的年金給付との併給制限の見直しを検討し、その結果、公的年金給付との差額分の手当を支給することとする場合に、当該差額分の手当についても、現行の手当と同様に、手当の支給の効果が損なわれることなく、その趣旨に沿って有効に用いられ、支給目的が完全に達せられるよう、非課税措置及び差押禁止措置を講ずる必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案			
	ページ	16	1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策大目標6 ひとり親家庭の自立を図ること 6-1 ひとり親家庭の自立のための総合的な支援を図ること
	政策の達成目標	手当より少額の公的年金給付しか支給されないひとり親家庭等にも、公的年金給付との差額分の手当を支給することにより、当該ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	
	同上の期間中の達成目標	
	政策目標の達成状況	
有効性	要望の措置の適用見込み	約5千件
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	公的年金給付との差額分の手当の支給の効果が損なわれることなく、その趣旨に従って有効に用いられ、支給目的が完全に達せられることが確保される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税においても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	(項) 母子家庭等対策費の一部(児童扶養手当) 1,803億円(平成25年度予算要求)
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算措置は、児童扶養手当の支給の財源確保のための措置である一方、要望の措置は、公的年金給付との差額分の手当の支給の効果が損なわれることなく、その趣旨に従って有効に用いられ、支給目的が完全に達せられるようにするための措置である。
	要望の措置の妥当性	要望の措置は、手当より少額の公的年金給付しか支給されない低所得のひとり親家庭等を対象に、現行の手当受給者と同様の措置として行われるものであり、公的年金給付との差額分の手当の支給の効果が損なわれることなく、その趣旨に従って有効に用いられ、支給目的が完全に達せられるようにすることができるもので、必要最小限の措置であり、これ以外の措置によっては実現できない。
	ページ	16 2

税負担軽減措置等の適用実績	
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	
前回要望時の達成目標	
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	
これまでの要望経緯	<p>児童扶養手当については、制度創設時（昭和37年1月）から非課税措置及び差押禁止措置が講じられている。</p> <p>また、平成22年度税制改正要望において、父子家庭の父等への支給拡大に伴う児童扶養手当に係る非課税及び差押禁止措置の拡充を要望。</p>
ページ	16 3